事務連絡

令和２年３月２６日

商工会

　事務局長　様

東京都商工会連合会

組織支援課

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う各種猶予制度等に関する周知のお願いについて

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件について、既に報道等では発表されておりますが、税金、社会保険料、厚生年金保険料等の支払いについて、下記の通り猶予制度が設けられております。

つきましては、下記のリーフレット等の活用を図りながら管内事業者の方々へご周知並びにご相談の際にもご活用ください。

記

１．各種チラシ等

別添１．納税が困難な方には猶予制度があります（申請書付）

　　　　　　（※3月18日付掲示板17118添付の同上チラシに申請書が追加されました）

別添２．新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ（3月24日版）

２．厚生労働省ＨＰ

　　「労働保険料等を一時に納付できない方のための猶予制度について」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/yuuyo.html>

　　　※HP内においてリーフレット・申請様式等のダウンロードができます。

３．日本年金機構ＨＰ

　　「厚生年金保険料等の納付が一時的に困難となった場合に猶予制度があります」

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/jigyonushi/sonota/kankayuyo.html>

　　　※HP内において制度概要リーフレット・手引き及び申請書類のダウンロードが

　　　　できます。